

厚木市複合施設図書館書架等調達業務委託要求水準書

1 要求水準の目的及び位置付け

本要求水準書（以下「本書」という。）は、厚木市（以下「発注者」という。）が、厚木市複合施設図書館書架等調達業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザルで特定し契約締結する事業者（以下「受注者」という。）に求める業務水準を示したものです。

なお、本書は、発注者が本業務に求める最低水準を規定するもので、受注者の創意工夫、アイデア、ノウハウ及び技術力を最大限に生かすため、調達品目に対する要求仕様等については、現段階で想定される事項のみを示すにとどめ、提案限度額の範囲内で、厚木市未来・図書館の基本理念の実現や機能向上につながる自由な提案を求めるものです。

2 本業務の概要

厚木市未来・図書館の図書館機能及び連携機能の整備に係る空間デザインの監修、書架や造作家具等の配置レイアウト図の作成並びに書架、造作家具、テーブルや椅子等の什器、案内サイン等（以下「書架等」という。）の設計、製作及び調達を行い、当該施設への納入及び設置等を行うものです。

3 本業務の範囲

(1) 空間デザインの監修

基本理念の実現やフロアコンセプトに合わせた空間をデザインし、厚木市複合施設整備事業設計施工一括業務受注者（以下「DB事業者」という。）との協議を行い、デザインの方向性を決定するもの

(2) 書架等の配置レイアウト図の作成

空間デザインに合わせた、書架等の配置レイアウト図を作成、決定するもの

(3) 書架等の設計、製作、調達及び納入等

配置レイアウト図の決定に合わせ、書架等の調達品目を整理し、調達計画書を作成した上で、ア～エの設計、製作及び調達を行い、納入及び設置等までを行うもの

ア 書架

イ 造作家具

ウ テーブルや椅子等の什器

エ 案内サイン等

4 本業務における書架等の調達範囲

厚木市未来・図書館の1・2・4・5階の図書館機能及び1・2階の連携機能のうち、開架フロアと利用者が使用するスペースに整備する書架等を対象とします。

【対象となる主な機能】

機能階	図書館機能	連携機能
5	あんないデスク、ミュージアムみたいな絵本コーナー、児童書エリア、動く棚、キッズスペース、ホール、みんなのりんごの棚、対面朗読室、録音編集室、『やってみる』コーナー	
4	あんないデスク、そうだんデスク、探究キャンパス、リサーチブース、MAP展示台、みんなでつくる本棚、静かな部屋、より静かな部屋、一般書エリア、閲覧席、地域資料コーナー、和田傳コーナー、新聞コーナー、動く棚、携帯電話利用コーナー	
2	ようこそデスク、そうだんデスク、読まれたての本コーナー、ショーケース、デザインって何？コーナー、一般書エリア、閲覧席、動く棚、ごみリサイクルコーナー、検索・予約コーナー	飲食スペース
1	予約本受取コーナー	インフォメーション（総合案内）、インデックス、市民ラウンジ・イベント広場、ギャラリー、カフェ、

※諸室の名称及びコーナー名は今後変更する場合があります。

5 対象施設の概要

(1) 名称

厚木市未来・図書館

(2) 所在地

厚木市中町1丁目地内

(3) 延床面積

ア 図書機能 約4,735 m²

イ 連携機能 約2,700 m²

(4) 基本理念

複合施設全体の基本理念「いい日々、いい時間。」の実現に向けた未来・図書館基本理念は、「未来をつくる『わたしの居場所』」です。

未来・図書館は、誰もが気軽に訪れ、ずっとここにいたい「わたしの居場所」と感じ、いい日々が続くように自分たちの未来を想像し、そのために何かしたいと考える時間が生まれるような滞在型施設を目指しています。

(5) フロアの概要及び機能

別紙1「厚木市未来・図書館管理運営方針（案）」を参照してください。

※ 本方針は、現在、7月16日までの期間でパブリックコメントを実施していることから（案）となっています。パブリックコメントの意見を踏まえ、内容の修正等を行う場合があります。

6 本業務の履行期間

本契約締結の日から令和10年2月29日(火)まで

7 本業務の要求水準

基本理念の実現やフロアコンセプトに合わせた空間をデザインするとともに、それを実現するための書架等の設計、製作及び調達を行い、納入及び設置等を行うものとします。

なお、発注者が求める最低水準の調達品目及び要求仕様については、別紙2「書架等調達品目リスト」及び別紙3「サイン調達品目リスト」のとおりです。

8 留意事項

(1) 実施体制について

本業務に当たっては、DB事業者と建築空間の特性や施工の技術的な調整が必要となります。

(2) 各フロアの空間デザインについて

各フロアの床、壁、天井はDB事業者の施工となるため、発注者及びDB事業者との協議が必要となります。

(3) 書架等の配置レイアウトについて

本施設は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の認定を受けているため、配置レイアウトについては発注者との協議が必要となります。

なお、必要に応じて、現時点で発注者が想定している「書架等の配置レイアウト図」を別途貸与します。

(4) 調達品目について

ア 高書架については、DB事業者が架台を施工するため、原則、位置の変更は不可とします。

イ サインの仕様については、複合施設の庁舎側との統一性を図るため、発注者及びDB事業者との協議が必要となります。

なお、必要に応じて、現時点で発注者が想定している「サインの配置レイアウト図」を別途貸与します。

(5) 貸与資料について

(3) 及び (4) の資料の貸与を希望する場合は、「厚木市複合施設図書館書架等

調達業務委託プロポーザル実施要領」 7 頁の手続を行ってください。

9 業務条件について

- (1) 書架等の納入及び設置等は、原則、建物本体工事の引渡し後となります。
- (2) 書架等の設置について、スラブへの留め具の施工など固定を要するものは、本業務の受注者が実施するものとし、配線工事等の処理が必要なものについても同様とします。
- (3) 書架等の搬入ルートにおける共用廊下、階段、エレベーター等の養生は移転業務受注者で行いますが、それ以外の搬入に必要なエリアの養生は、本業務の受注者がその都度対応（撤去や清掃を含む）し、原状回復を行うものとしします。
- (4) 書架等の納入後、備品リストに取得額を記載するとともに、指定する書架等について別途市が用意する備品シールの貼付を行い、備品台帳の作成に協力するものとしします。
- (5) 本業務には、書架等の納入及び設置後の機能レビューやそれに必要な調整、スタッフ向けの講習及び申請手続等の一切を含むものとしします。
- (6) その他、特定した受注候補者との業務仕様書を協議する中で、調整が必要となる事項もあります。

10 別紙一覧

No.	資料	参照内容
別紙 1	厚木市未来・図書館管理運営方針 (案)	・フロアの概要及び機能
別紙 2	書架等調達品目リスト	・発注者が求める最低水準の書架等の調達品目及び要求仕様 ・本体工事での対応箇所 ・座席数 ・配架数
別紙 3	サイン調達品目リスト	・発注者が求める最低水準のサインの調達品目

11 本業務の成果物（予定）

- (1) 書架等の配置レイアウト図
- (2) 備品リスト（取得額を記載したもの）
- (3) 書架・造作家具完成図書（製作図等）
- (4) サイン設計図
- (5) 内観パース
- (6) カラースキーム検討報告書
- (7) 打合せ議事録

(8) 上記に係る電子データ

12 その他

- (1) 受注者は、本業務に係る契約締結後、業務工程表を速やかに提出するものとします。
- (2) 受注者は、必要に応じ、建築施工や移転業務、交流機能に関する各種会議、打合せ等に参加するものとします。また、その際必要とされる資料の作成等を行うとともに、打合せ等の議事録を速やかに作成し、発注者に提出するものとします。
- (3) 受注者から提出されたデータについては、本施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがあります。
- (4) 成果品は全て発注者に帰属し、その管理は発注者が行うものとします。
- (5) 本書に定めのない事項が生じたときは、発注者と協議の上、決定するものとします。